

第3次前橋市地域福祉計画素案

(概要版)

○基本理念及び3つの方向性

基本理念を定め、推進するための3つ方向性について定義します。

基本理念

「みんなで つながり合い 支え合う 笑顔のまえばし」

誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、前橋市は、すべての市民、事業者と地域福祉の推進に取り組み、地域のつながりを大切にし、互いに思いやりを持って行動します。

年齢や性別、障害の有無、国籍、文化や経済的側面等の違いを超えて互いを尊重し、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。

地域の中で孤立や不安を抱える人に目を向け、日常の中で小さな変化に気づき、声をかけ、寄り添い、必要な支援につなげることで、誰もが安心して暮らせる地域の力を育みます。

3つの方向性

方向性1「地域の市民一人ひとりが活動に参加できる人づくり」

地域活動に関心を持ち行動できる人材の育成。

方向性2「人と人がつながり地域の様々な主体が連携できる環境づくり」

人と人とのつながりや相談体制整備等の環境整備。

方向性3「だれがやっても支援の効果をだすことができる仕組みづくり」

包括的支援体制の整備。福祉・防災・防犯の連携強化。

○前橋市地域福祉計画とは

地域福祉における総合計画として、各分野における重点施策を総合的に推進していくとともに、市民・行政・各種関係団体等が地域福祉の推進を目指し、地域共生社会をともに築き上げていくための計画です。

これまでは前橋市地域福祉計画・前橋市地域福祉活動計画を一体として策定を行っていましたが、第3次前橋市地域福祉計画では本市地域福祉の総合的な理念を示すための計画となります。

なお、本計画と前橋市社会福祉協議会が定める地域福祉活動計画とは基本理念等を共有し相互に協働・連携した取り組みを進めながら、整合性を図ります。

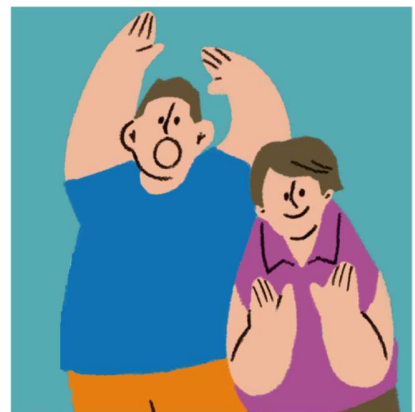
また、「前橋市再犯防止推進計画」「前橋市成年後見制度利用促進計画」についても一体的に策定しています。

○地域福祉の考え方

地域福祉とは、地域で暮らす誰もが、住み慣れた地域社会の中で自分らしく誇りを持ち、安心して生きがいのある生活が送れるよう、自らが地域における生活課題を発見し能力を発揮することでその解決に取り組むとともに、地域での支え合いや助け合いといった、地域共生社会を通じてつながりや仕組みを築いていくことです。

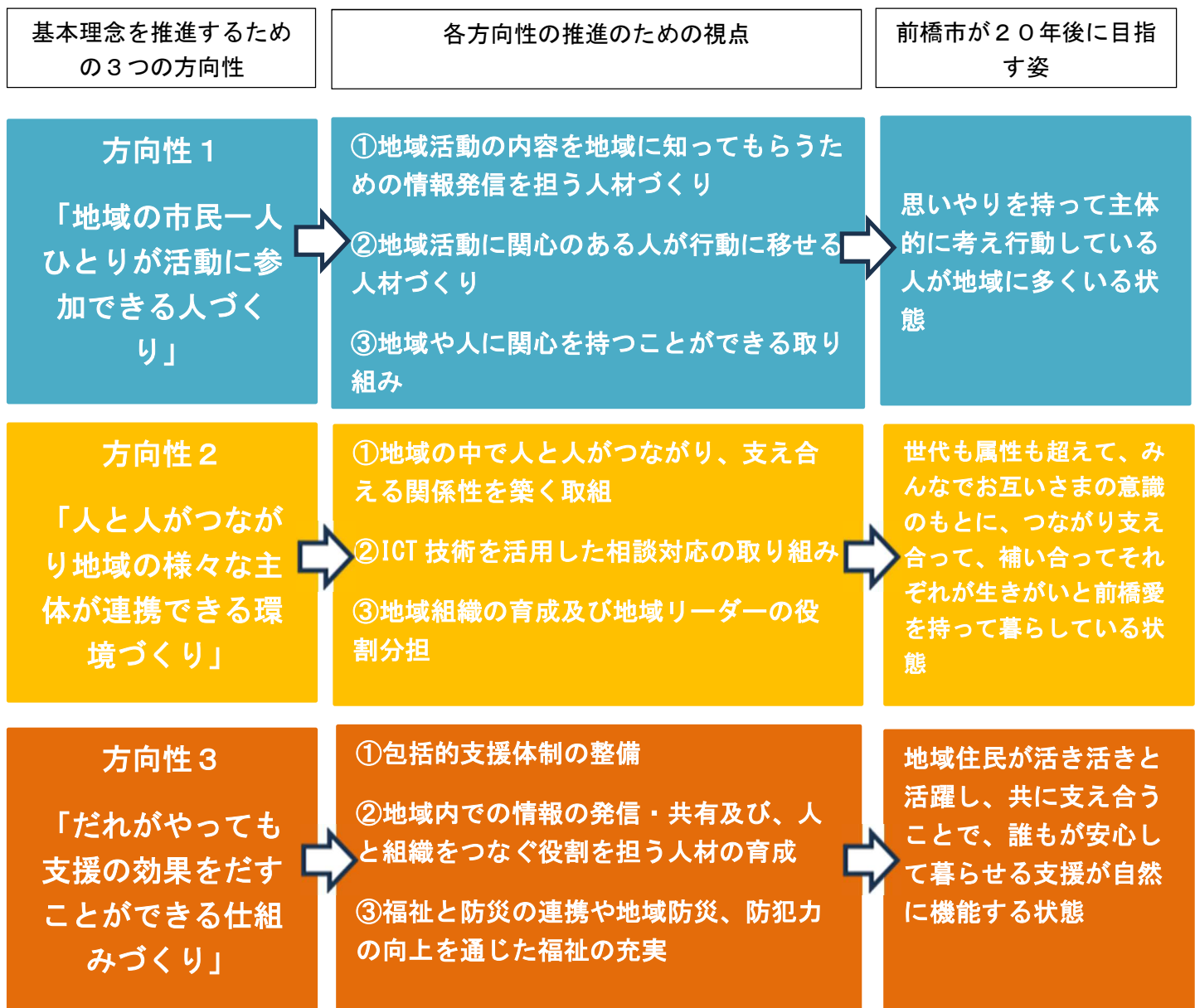
○計画の期間

計画期間：令和8年度～令和12年度



○計画の体系

本計画に掲げる基本理念及び、20年後に本市が目指す姿の実現に向け、3つの方向性及びそれぞれの視点に基づき、施策を推進していきます。また、各方向性について計画の進行管理のため、インタビューやワークショップ等を通じ、市民の意見から評価する質的指標を取り入れ検証を進めます。



○地域福祉市民ワークショップの開催

地域福祉計画の改定にあたり、市民意見を反映するための手段とすること、また、参加する市民が地域福祉課題を「自分ごと」として捉え、行動するきっかけとすることを目的として、地域福祉市民ワークショップを開催しました。

ワークショップでは、様々な年代の方々に参加いただき「私たちの『福祉』を自分たちで考えよう」をテーマとして、前橋の地域共生社会の実現に向け、誰もが安心して住みやすい前橋にするためにはどうしたらよいか等活発な意見交換が行われました。



前橋市地域福祉計画（概要版）

（令和８年度～令和１２年度）

発行者

前橋市 福祉部 社会福祉課

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

TEL：027-898-6988 FAX：027-223-8325

メール shakai_fukusi@city.maebashi.gunma.jp

